



2024年5月13日

各位

会社名 帝人株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 内川 哲茂
 (コード番号 3401 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
 浜島 直樹
 (TEL 03-3506-4395)

役員報酬制度の改定に伴う、当社の取締役に対する 譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の執行役員を兼務する取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、現行の譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を廃止して、新たな株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下「新制度」と総称します。）を導入することを決議しました。

上記の変更に伴い、新制度に関する議案を2024年6月20日開催予定の第158回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 新制度の導入について

(1) 新制度の導入目的

新制度は、対象取締役を対象に、コーポレート・ガバナンス及びステークホルダーの視点、並びに中長期視点（サステナビリティ、ESG）での企業価値創造をさらに強化することに加え、譲渡制限解除時の納税資金対応を導入し株式報酬制度の運用性を高めることにより、株式価値増大への貢献意欲を促進することを目的とした制度です。

(2) 新制度の導入条件

新制度の導入に当たり、対象取締役に対しては新制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分のために金銭債権及び株式ユニットに基づく金銭を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 新制度の概要

新制度は、退任時に譲渡制限を解除する条件を付して当社株式を発行又は処分するための金銭債権を支給するとともに、当該譲渡制限解除時に生じる納税資金を確保する目的で当社の普通株式を売却等する必要をなくすために、納税資金確保のための株式ユニット（※）を当該金銭債権の支給と同時期に支給した上で、当該株式ユニットの数に原則として譲渡制限解除日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「交付時株価」といいます。）を乗じて算定される額の金銭を原則として新制度に基づいて交付される株式に係る譲渡制限解除時と同時期に支給いたします。

- (※) 1ユニットあたり、当社の普通株式1株当たりの株価に相当する金額の金銭の支給を当社から受けることができるものであり、実際に支給を受けることができる金額は、付与された株式ユニットの数に、原則として交付時株価を乗じて算定されることとなります。

なお、新制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給並びに株式ユニット数の付与及び株式ユニットに基づく金銭の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約又は業績連動型株式割当契約を締結することを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月23日開催の第155回定時株主総会において、(1)金銭報酬等の額については6億3,000万円以内（うち、社外取締役については年額1億円以内）、(2)譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬額の総額については年額7,000万円以内（発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内）、(3)業績連動型株式報酬の付与のための報酬額の総額については年額3億円以内（発行又は処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内）とご承認いただいております。

今般の新制度の導入に伴い、対象取締役に対して新制度の導入による報酬の付与のために支給する報酬は原則として金銭債権（株式部分）及び金銭（株式ユニット部分）とし、当社の普通株式交付のための金銭債権及び納税資金確保のための株式ユニットに基づく金銭を、それぞれ金銭報酬等の額とは別枠にて支給することといたします。

新制度としての譲渡制限付株式報酬の上限は、株式部分3,500万円（株式数2万5,000株）、株式ユニット部分3,500万円（支給する金銭の総額は3,500万円）、業績連動型株式報酬の上限は、株式部分1億5,000万円（株式数100,000株）、株式ユニット部分1億5,000円（支給する金銭の総額は1億5,000万円）となります。

なお、取締役の金銭報酬等の額については1事業年度につき6億3,000万円以内（うち、社外取締役については1事業年度につき1億円以内）から変更はございません。

【ご参考】

新制度の導入について株主の皆様のご承認をいただいた場合、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員等に対しても、新制度と同様の当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権及び株式ユニットに基づく金銭を当社の取締役会の決議により支給する予定です。

以 上